

国保からの お知らせ



皆野町けんこう大使
みへな

国民健康保険税の減免・減額

新型コロナウイルス感染症の影響による減免・減額

新型コロナウイルスの影響により、次の①または②となった世帯は、申請により国保税が減免・減額となります。

- ① 世帯主が死亡・重篤となった(全額減免)
- ② 世帯主の収入が前年と比べ3割以上減少する(一部減額)
※収入を証明する書類の提出が必要です。

申請に必要な書類などの詳細については、税務課へお問い合わせください。

多子世帯負担軽減(減免)制度

町では子育てを応援するため、18歳以下の子どもが3人以上いる世帯を対象に、国民健康保険税を一部減免しています。

1 対象者

令和3年3月31日時点で18歳以下である国保加入者が3人以上いる世帯の納税義務者

2 減免額

18歳以下の国保加入者のうち3人目以降のかたの均等割額(注)

(注)「均等割」とは、世帯の国保加入者数に応じて国保税に加算されるもので、18歳以下で1年間国保に加入されているかたの場合、1人あたり17,200円(年額)程度が加算されています。

※金額は世帯によって異なる場合があります。

3 申請方法

令和2年度分納税通知書がお手元に届いた後、税務課(⑦番窓口)へ減免申請書の提出が必要です。

所得の申告を必ずしましょう

国保税の税額を決定するため、国保の加入者および世帯主は毎年所得の申告をすることが義務付けられており、前年中に収入がなかったかたも申告が必要です。

また、国保に係る給付(高額療養費など)や福祉サービスなどを受けるためにも申告が必要となりますので、まだお済みでないかたは忘れずに申告しましょう。

問合せ 税務課 課税担当 ☎62-1461